

日 火 連

■火災共済に付帯できる地震危険補償特約を開発、中小企業者等の事業再開および生活再建を支援

近年、数多くの地震が日本各地に被害をもたらしており、また、南海トラフ地震、首都直下地震の発生が危ぶまれていることから、日火連は、「地震危険補償特約」を火災共済の特約として開発し、2020年1月から募集を開始する予定。この特約は、地震により被災した中小企業者等の事業再開および生活再建の支援を目的としていることから、地震保険に加入できない事業用物件も対象としており、事業再開に必要とされている1,000万円までを補償する。

■中小企業強靱化シンポジウム（主催：経済産業省中小企業庁）へ日火連および都道府県組合が専用ブースを出展

中小企業強靱化法の成立に伴い、中小企業庁主催の下、全国各地で「中小企業強靱化シンポジウム」が開催されており、損保5社のほか、共済団体で唯一、日火連および会員組合が専用ブースを出展している。会場では中小企業庁および専門家による講演のほか、共済（保険）商品のPRおよび普及を通じて中小企業者の防災・減災に向けた取り組みの支援を目指している。



9月6日現在、東京都、北海道および大阪府で既に開催され、以降、宮城県、愛知県、広島県、福岡県、沖縄県および香川県での開催が予定されており、全日程での出展を予定している。

日火連および都道府県組合は火災共済のほか、休業対応応援共済および地震危険補償特約の普及推進と併せ、今後も中小企業強靱化対策に取り組んでいくという。